

平成25年度適用税制改正

シェアする 0

ポスト

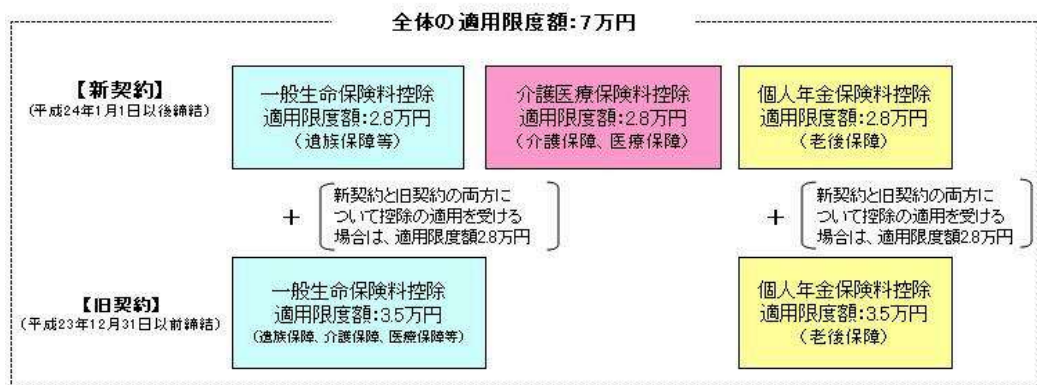
最終更新日：平成25年4月12日

平成25年度の個人住民税に適用される主な改正事項をお知らせします。

生命保険料控除の見直し（平成22年度税制改正）

平成22年度の税制改正により、平成25年度から個人住民税の生命保険料控除が見直されました。

従来の「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」（それぞれ適用限度額が35,000円）に加え、平成24年1月1日以降締結分の生命保険契約等（以下「新契約」といいます。）については新たに「介護医療保険料控除」（介護保障又は医療保障を内容とする主契約又は特約に係る支払い保険料等についての控除）が設けられ、新契約の「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」について、それぞれの生命保険料控除の適用限度額が28,000円とされました。ただし、全体の適用限度額は70,000円です。



(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除(新契約)

支払保険料の金額	生命保険料控除
12,000円以下	支払保険料の全額
12,001円～32,000円	支払保険料の全額×1/2 + 6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料の全額×1/4 + 14,000円
56,001円以上	一律 28,000円

(2) 平成24年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除(旧契約)

支払保険料の金額	生命保険料控除
15,000円以下	支払保険料の全額
15,001円～40,000円	支払保険料の全額×1/2 + 7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料の全額×1/4 + 17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

(3) 新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除

新契約と旧契約の両方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には次のア～ウのいずれか有利なもの

- ア 新契約につき(1)に基づき算定した控除額(上限 28,000円)
- イ 旧契約につき(2)に基づき算定した控除額(上限 35,000円)
- ウ アとイの合計額(上限 28,000円)

**生命保険料控除額 = 一般生命保険料控除 + 個人年金保険料控除 + 介護医療保険料控除
(上限 70,000円)**

退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止（平成23年度税制改正）

平成23年度の税制改正により、退職所得に係る個人住民税の所得割額の10%の税額控除が、平成25年1月1日以後に支払われる退職所得に係る分から廃止されまし

た。

【退職所得に係る個人住民税の計算方法】

改正前	住民税額 = 退職所得金額 × 税率(市6%、県4%) × 0.9
改正後	住民税額 = 退職所得金額 × 税率(市6%、県4%)

※退職所得金額 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (注)

※退職所得控除額の計算方法は、次のとおりです。

・勤続年数20年以下 40万円 × 勤続年数(80万円に満たないときは80万円)

(注) 勤続5年以下の法人役員などの退職金について、平成25年1月1日から2分の1とする措置が廃止されました。

[退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収について詳しくはこちら](#)

このページについてのお問い合わせ

総務部税務課市民税係

住所：〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1

電話：0470-22-3262

FAX：0470-23-3115

E-mail：zeimuka@city.tateyama.chiba.jp



館山市役所

法人番号 5000020122050

〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1 ([所在地と地図](#))

電話：[直通電話番号一覧](#) 又は 0470-22-3111 (代表電話)

ファックス：0470-23-3115

開庁時間 (受付時間)：9時から16時30分

[サイトのご利用にあたって](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンクについて](#)

© Copyright Tateyama City. All Rights Reserved.